

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案(概要)

雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う 厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案 概要

1. 趣旨

雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年3月31日成立。以下「改正法」という。）による雇用保険法（昭和49年法律第116号）の改正を踏まえ、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）等について所要の規定の整備等を行う。

2. 省令案の概要

改正法により、育児休業給付の失業等給付と異なる給付の体系への位置付け等の改正が行われることに対応するため、関係省令の規定の整備等を行う必要がある。本省令においては、改正する必要がある事項のうち、令和2年4月1日施行分を措置することとし、同日後の施行分の改正は、改めて措置することとする。本省令において改正する関係省令は以下のとおり。

雇用保険法施行規則

社会保険労務士法施行規則（昭和43年厚生省・労働省令第1号）

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律施行規則（昭和46年労働省令第24号）

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号）

生活保護法別表第一に規定する厚生労働省令で定める情報を定める省令（平成26年厚生労働省令第72号）

3. 施行期日等

公布日 令和2年3月31日（予定）

施行期日 令和2年4月1日